

佐藤製薬株式会社 贈収賄・腐敗行為防止方針

1. 目的

佐藤製薬株式会社（以下「当社」）は、「佐藤製薬企業行動憲章」「佐藤製薬株式会社コンプライアンス総則」ならびに事業を展開するすべての国および地域の贈収賄・腐敗防止に関する法令にもとづき、社会の信頼にこたえる高い倫理観を持って、事業活動に取り組みます。本方針は、当社が贈収賄や腐敗行為およびこれに類する不正行為を未然に防止することを徹底し、企業活動において公正・透明な運営を行うことを目的とします。

2. 適用範囲

本方針は、当社（子会社を含む。以下同じ）における、全ての役員及び従業員（社員、嘱託社員、アルバイト、派遣社員を問わず当社に雇用されているもの。）及び当社の業務を代行する全ての業務代行者等（以下「当社役員・従業員等」）に適用されます。

3. 禁止事項

当社は、国の内外問わず、いかなる状況下でも贈収賄・腐敗行為を許さず、贈収賄・腐敗行為によらなければ得られない利益を一切求めません。

- (1) 当社役員・従業員等は、公務員等に対して、賄賂、接待、贈答、便益、その他の利益の供与を行いません。また社会から贈賄と疑われる行為についても行いません。
- (2) 当社役員・従業員等は、公務員等に該当しない医療関係者、その他取引先に対して、社会通念上妥当な範囲を超えた接待、贈答、便益、その他の利益の供与は行いません。
- (3) 当社役員・従業員等は、取引先から社会的儀礼の範囲を超えた過剰な接待や贈答を受けません。
- (4) 不正にビジネス上の便益を得る目的で助成金、政治献金等の寄附行為は行いません。

4. 会計記録の保管

当社は、すべての取引（支払、費用、資産の処分等）について、正確かつ公正な会計記録を作成し、保管します。

5. 贈収賄・腐敗行為防止策

当社は、贈収賄・腐敗行為防止に関する責任者をコンプライアンス担当役員と定め、以下の贈収賄・腐敗行為防止策を実施します。

- (1) 本方針を役員・従業員等に周知し、遵守の徹底および定期的な見直しを行います。
- (2) 「佐藤製薬株式会社コンプライアンス総則」にもとづき、内部通報窓口の設置および通報者の保護を行います。
- (3) 贈収賄・腐敗行為防止に関する研修を企画実施します。

制定日：2025 年 3 月 1 日